

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年） 月 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第15条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第15条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設け

る」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「のうち蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第30条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。
- 第30条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の2第1項の改正規定及び次項の規定は令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第15条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の宝塚市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第30条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成

30年法律第78号) 附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 4 新条例第30条第4項の規定は、この条例の施行の日後に設置される新条例第30条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号（この条例の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。）について適用する。

議案第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>____。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に</u>電圧が印加されている場合には、当該接続部が____外れないようにする措置を講ずること。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。))にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、<u>充電ポストを含む。以下同じ。)</u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u></p> <hr/> <p>____、この限りでない。</p> <p><u>ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p><u>イ 分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その^{きょう}筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、</u>電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</p>

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる

_____こと。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池_____を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(喫煙等)

第30条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない

_____。)

(8)～(10) (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18) (略)

(19) (略)

2 (略)

(喫煙等)

第30条 (略)

2 (略)

3 第1項の消防長が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置 (健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)

<p>5 <u>前項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><u>別表第7(第30条関係)</u></p>	<p>4 <u>第2項又は前項第2号</u>に規定する標識と併せて<u>図記号</u>による標識を設けるときは、「<u>禁煙</u>」又は「<u>火気厳禁</u>」と表示した標識と併せて設ける<u>図記号</u>にあつては、<u>国際標準化機構</u>が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「<u>喫煙所</u>」と表示した標識と併せて設ける<u>図記号</u>にあつては、<u>国際標準化機構</u>が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p><u>別表第7 削除</u></p>
---	--

消防予第 59 号
令和 5 年 2 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに
対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定め
る省令の一部を改正する省令等の公布について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 8 号。以下「改正省令」という。）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 3 号。以下「改正告示 3 号」という。）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 4 号。以下「改正告示 4 号」という。）が令和 5 年 2 月 21 日に公布されました。

今回の改正は、令和 3 年度に開催した「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」（座長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）において、電子申請等を推進するに当たっての今後の検討事項として「手続自体や様式・項目の見直し、添付書類の削減等について検討する」とこととされたことを踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）、消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成 14 年消防庁告示第 8 号。以下「8 号告示」という。）及び消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成 20 年消防庁告示第 19 号。以下「19 号告示」という。）に定める火災予防分野の各種手続に係る様式について、申請者負担の軽減、記入項目の明確化等の観点から見直しを行うものです。また、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）を受けて行われた「急速充電設備の規制の在り方に関する検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大学総合研究院教授）における検討結果を踏まえ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に規定されている急速充電設

備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものです。

また、これに伴い、〇〇市（町・村）火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）についても、所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 火災予防分野の各種手続に係る様式の見直しに関する事項

1 管理権原が分かれている防火対象物に係る記入欄の見直しについて

消防計画作成（変更）届出書等について、「複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称」を記入する欄を追加することで、管理権原が分かれている防火対象物の場合の記入方法を明確化することとしたこと（改正省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）別記様式第 1 号の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 及び別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3、改正告示 3 号による改正後の 8 号告示（以下「新 8 号告示」という。）別記様式第 1 並びに改正告示 4 号による改正後の 19 号告示（以下「新 19 号告示」という。）別記様式第 1 関係）。

2 消防法上の届出義務者の明確化について

防火・防災管理者選任（解任）届出書等について、「届出者」等を「管理権原者」等消防法上の届出義務者に改めることとしたこと（新規則別記様式第 1 号の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2、別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 及び別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3、新 8 号告示別記様式第 1 並びに新 19 号告示別記様式第 1 関係）。

3 様式の統合について

防災管理点検報告特例認定申請書を削除し、防火対象物点検報告特例認定申請書を防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書と改めることとしたこと（改正省令による改正前の規則別記様式第 14 号及び新規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3 関係）。

また、管理権原者変更届出書（防災）を削除し、管理権原者変更届出書（防火）を防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書と改めることとしたこと（改正省令による改正前の規則別記様式第 15 号及び新規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 関係）。

これらの様式の統合に伴い、所要の規定の整理を行ったこと（新規則第 51 条の 16 第 2 項関係）。

4 その他所要の規定の整備について

様式間での記載事項の統一や改正前の様式において重複して記入が必要となっていた項目の削除等、所要の規定の整備を行うこととしたこと。

第二 急速充電設備に関する事項

1 急速充電設備の定義について

改正省令による改正後の対象火気省令（以下「新対象火気省令」という。）上の急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、全出力の上限を撤廃したこと。また、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストも含むこととしたこと（新対象火気省令第3条第20号関係）。

2 充電ポストの取扱いに関する事項

以下の規定については充電ポストには適用しないこととしたこと。

- ・ 筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと（新対象火気省令第10条第13号関係）。
- ・ 屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと（新対象火気省令第16条第4号関係）。

3 緊急停止装置について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととしたこと（新対象火気省令第16条第9号ト関係）。

4 蓄電池について

主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じなければならないこととされている措置に関する規定を適用しないこととしたこと（新対象火気省令第16条第10号関係）

また、分離型の急速充電設備にあっては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととしたこと（新対象火気省令第16条第11号関係）。

5 所要の規定の整備について

その他、所要の規定の整備を行ったこと（新対象火気省令第16条第9号関

係)。

第三 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

改正省令のうち規則の一部改正、改正告示3号及び改正告示4号については令和5年4月1日、改正省令のうち対象火気省令の一部改正については令和5年10月1日から施行することとしたこと(改正省令附則第1条、改正告示3号附則第1項及び改正告示4号附則第1項関係)。

2 経過措置について

(1) 火災予防分野の各種手続に係る様式の見直しについて

改正省令、改正告示3号又は改正告示4号による改正前の規則、8号告示又は19号告示に定める届出書の様式については、改正後の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができることとしたこと(改正省令附則第2条、改正告示3号附則第2項及び改正告示4号附則第2項関係)。

(2) 急速充電設備について

改正省令のうち対象火気省令の一部改正の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新対象火気省令第3条第20号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと(改正省令附則第3条関係)。

第四 火災予防条例(例)の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例(例)についても第二と同様の改正を行うこととしたこと(第11条の2関係)。

2 喫煙等に関する規定の見直しについて

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)Z8210に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならないこととしたこと(第23条関係)。

3 施行期日等について

(1) 施行期日について

公布の日から施行することとしたこと。ただし、第 11 条の 2 の改正規定については令和 5 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（附則第 1 項関係）。

(2) 経過措置について

ア 急速充電設備について

第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がなされている改正後の火災予防条例（例）第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとしたこと（附則第 2 項関係）。

イ 喫煙等に関する規定の見直しについて

改正後の第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとしたこと（附則第 3 項）。

○総務省令第八号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(対象火気設備等の種類)
 第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

(対象火気設備等の種類)
 第三条 「同上」

「一〇十九 略」

「一〇十九 同上」

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力二十キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）

二十 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十六条第九号子において同じ。）をいう。以下同じ。）に充電する設備（全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）

（火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造）

第十条 令第五条第一項第五号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならない。

第十条 「同上」

「一〇十二 略」

「一〇十二 同上」

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

十三 急速充電設備にあつては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

（その他の基準）

（その他の基準）

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に關し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

第十六条 「同上」

「一〇三 略」

「一〇三 同上」

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

「イ〜ハ 同上」

「イ〜ハ 略」

「イ〜ハ 同上」

「五〇八 略」

「五〇八 同上」

九 急速充電設備にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

「イ 同上」

「イ 略」

ロ コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

ロ コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しないこと。

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>ハ コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにすること。</p> <p>「二〇へ 略」</p> <p>ト 急速充電設備を手動で緊急に停止することができるとする装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができるとする箇所に設けること。</p> <p>チ 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止すること。</p> <p>リ コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>「ヌ・ル 略」</p> <p>十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>「イ〇ニ 略」</p> <p>十一 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</p>	<p>ハ 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにすること。</p> <p>「二〇へ 同上」</p> <p>ト 急速充電設備を手動で緊急に停止させることができること。</p> <p>チ 自動車等の衝突を防止すること。</p> <p>リ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このリにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>「ヌ・ル 同上」</p> <p>十 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、前号に掲げる規定のほか、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>「イ〇ニ 同上」</p> <p>「新設」</p>
---	---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(消防法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 消防法施行規則第三条第一項、第三条の二第一項（同令第五十一条の九において準用する場合を含む。）、第四条第一項（同令第五十一条の十一の二において準用する場合を含む。）、第四条の二第一項（同令第五十一条の十一の三において準用する場合を含む。）、第四条の二の八第二項及び第七項（同令第五十一条の十六第二項において準用する場合を含む。）、第四条の二の十五第二項、第三十一条の三第一項、第三十三条の十八並びに第五十一条の八第一項に規定する届出書の様式については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

(対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する

る基準を定める省令第三条第二十号に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「自動車等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。」をいう」を「を除く。」をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第一号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第十一条の二第一項第二号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第十一条の二第一項第六号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第七号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第十一号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第十二号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第十三号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第十六号中「当該蓄電池」の下に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同号の前に次の一号を加える。

十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第十六条第一項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二十三条第一項第三号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三項を削り、同条第四項第二号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第二項又は前項第二号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇〇一号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとしなければならない。

第二十三条第五項中「前項」を「第三項」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十一条の二第一項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二第一項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第二十三条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される健康増進法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

〇〇市(町・村) 火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 火災予防条例(例) (昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号) (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ―(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて 充電する設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ―及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 急速充電設備(全出力五十キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるもの</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。第十二号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力二十キロワット以下のもの及び全出力二百キロワットを超えるものを除く。)をいう</p> <p>。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 急速充電設備(全出力五十キロワット以下のもの及び消防長(消防署長)が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造</p>

にあつては、この限りでない。

イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト

二 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものもの充電ポストにあつては、この限りでない。

三〇五 (略)

六 コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

八〇十 (略)

十一 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

十二 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十三 コネクター

について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネ

り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

二 その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。

三〇五 (略)

六 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

七 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

八〇十 (略)

十一 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる装置を講ずること。

十二 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

十三 コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作

に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネ

クタワーに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十四・十五 (略)

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

イ〜ニ (略)

十七 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

十八・十九 (略)

2 (略)

(避雷設備)

第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場

クタワーに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

十四・十五 (略)

十六 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

イ〜ニ (略)

(新設)

十七・十八 (略)

2 (略)

(避雷設備)

第十六条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 (略)

(喫煙等)

第二十三条 次に掲げる場所で、消防長（消防署長）が指定する場

所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

一・二（略）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四（略）

2（略）

（削る）

3| 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一（略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十三条

所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

一・二（略）

三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

四（略）

2（略）

3| 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七に定めるものとしなければならない。

4| 第一項の消防長（消防署長）が指定する場所（同項第三号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

一（略）

二 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第七

<p>4 第二項又は前項第二号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第七〇一〇号又は日本産業規格Z八二一〇に適合するものとしなければならない。</p> <p>5 第三項第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごととに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>別表第七 削除</p>	<p>に定めるものとしなければならない。 （新設）</p> <p>5 前項 第二号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごととに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>別表第七（第二十三条関係） （略）</p>
--	--

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の二第一項の改正規定及び次項の規定は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第十一条の二第一項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第十一条の二第一項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の〇〇市(町・村)火災予防条例第二十三条第三項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される健康増進法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

消防予第 1 1 3 号
令和 5 年 2 月 2 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・政令指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

改正火災予防条例（例）の運用について（通知）

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（令和 5 年 2 月 21 日付け消防予第 59 号）により示したとおり、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「省令」という。）及び火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号。以下「条例（例）」という。）が改正されました。

近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、消防庁において全出力が 200kW を超える急速充電設備の火災危険性について検討を行ったところ、全出力が 200kW を超えることによる新たな火災危険性は確認されませんでした^{*}。これを踏まえ、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が 20kW を超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクター型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等、所要の改正が行われました。

また、平成 30 年 7 月に健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が改正され、受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例（例）においても、火災予防の観点から喫

煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、条例（例）第 23 条に定める指定場所における喫煙の制限に係る規定が改正されました。

今般、改正後の条例（例）における急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の運用指針を下記のとおりとりまとめましたので、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

※ 総務省消防庁「急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会」
(https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-121.html)

記

1 運用及び解説

- (1) 急速充電設備の定義の見直しについて（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項、同附則第 2 項関係）

現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、条例（例）第 11 条の 2 に規定する急速充電設備は、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備（以下「コネクタ型」という。）であることとされたこと。

また、今後は自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備が普及拡大することが想定されることから、急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとされたこと。

コネクタ型以外の急速充電設備は、条例（例）第 11 条に定める変電設備として取り扱われることとなるが、同附則第 2 項により、本規定の施行の際に現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、従前の例によることとされたこと。

- (2) 分離型の急速充電設備に係る取扱い（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項関係）

急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体（以下単に「設備本体」という。）と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速

充電設備として規定したこと。

充電ポストは単にコネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではないことから出火危険性が低いものと想定され、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定を適用しないこととされたこと。一方で、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する以外の機能として、電気自動車等への充電のために蓄電池を内蔵することが想定されるが、蓄電池により出火危険性が増加するおそれがあることから、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには内蔵しないこととされたこと。

なお、分離型の急速充電設備について、設備本体を屋外に設置し、充電ポストを屋内に設置すること（又はその逆）も可能であること。この場合、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の適用に当たっては、設備本体の設置場所により判断すること。

(3) 手動緊急停止措置について（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 11 号関係）

特に分離型の急速充電設備では、設備本体とポストが別室に設置されることや離れた位置に設置されることが想定される。このため、手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたとき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があるものであることが明確化されたこと。

なお、「速やかに操作することができる箇所」とは、一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けることなどが考えられること。

(4) 急速充電設備に内蔵する蓄電池について（条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 16 号及び同項第 17 号関係）

急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主として保安のために設けるものは、条例（例）第 11 条の 2 第 1 項第 16 号に掲げる措置を要しないこととされたこと。

「主として保安のために設けるもの」とは、停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。

2 留意事項

(1) 分離型の急速充電設備について、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条第 1 項及び消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 6 条第

4項に定める電気設備が設置されている部分の床面積の算定に当たり、「その他これらに類する電気設備」に該当するのは設備本体のみであり、充電ポスト部分の床面積を含める必要はないこと。

- (2) 省令を踏まえて改正する火災予防条例の施行期日前に、全出力が200kWを超える急速充電設備の設置に係る届出があった場合については、昨今の社会的要請を踏まえ、当該設備が省令及び条例（例）の規定に適合していると消防長又は消防署長が認めるときは、条例（例）第17条の3の規定により当該設備を急速充電設備として取り扱うなど、弾力的な運用を図られたいこと。
- (3) 条例（例）第11条の2第1項第14号に定める充電用ケーブルを冷却するために用いる液体は、可燃性のないものを使用することが望ましいこと。
- (4) 今後、急速充電設備について新たな火災危険性が明らかになった場合には、その実態に応じて規制を見直す可能性があること。
- (5) 条例（例）第11条の2第1項の改正規定の施行期日（令和5年10月1日）をもって、急速充電設備等の充電ポストの取扱いについて（令和4年6月27日付け消防予第319号）を廃止する。

消防庁予防課

担 当：濱田、佐藤、田上

電 話：03-5253-7523

E-mail：yobouka-y@ml.soumu.go.jp

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

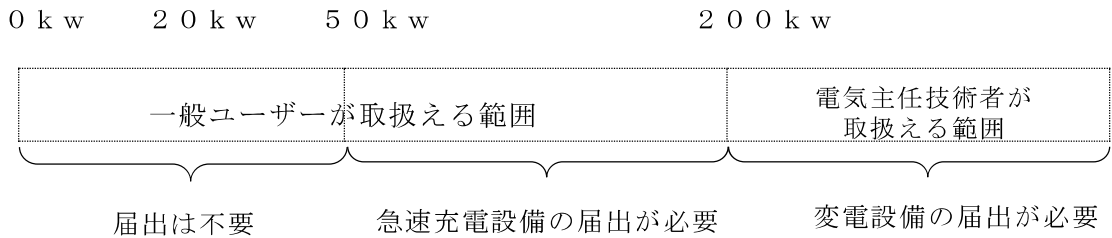
1 改正理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和5年2月21日に公布されたことに伴いまして、省令を引用しております宝塚市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

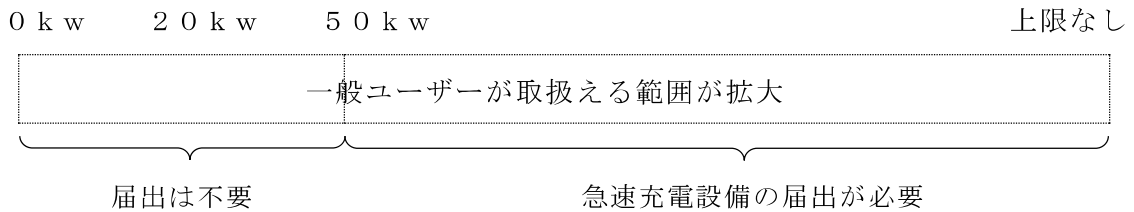
2 改正内容

(1) 急速充電設備（条例第15条の2）について

【現行の急速充電設備に関する規制】



【改正後の急速充電設備に関する規制】



ア 宝塚北サービスエリアにおける急速充電設備の設置状況



イ 急速充電設備の外観



ウ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）





(2) 喫煙等（条例第30条）について

ア 喫煙等標識及び図記号

<p>①</p>	<p>喫煙専用室標識 （健康増進法第33条第2項） →この標識と併せて図記号による標識を設けるときは、②～⑤に適合しているものとする。 この標識が設置されている場合は、「喫煙所」の表示は不要。</p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りできません。 「喫煙所」には、加熱式たばこを喫うことができません。</small></p>
<p>②</p>	<p>ISO7010（禁煙）</p>	
<p>③</p>	<p>JISZ8210（禁煙）</p>	
<p>④</p>	<p>ISO7010（火気厳禁）</p>	
<p>⑤</p>	<p>JISZ8210（火気厳禁）</p>	
<p>⑥</p>	<p>ISO7001（喫煙） →「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>⑦</p>	<p>JISZ8210（喫煙） →「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	

イ 宝塚市火災予防条例から削除される図記号（別表第7）

表示の種類	図記号	色
<u>禁煙である旨の表示</u>		記号は黒、斜めの帯び及び枠は赤、地は白
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
<u>喫煙所である旨の表示</u>		記号は黒、地は白